

動物用医薬品の取扱を適正に！！

より安全・安心な畜産物を消費者にお届けするために、動物用医薬品の適正な取扱を再確認し、その厳守をお願いします。

1 生産者の皆様へ

(1) 「用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意」に従い、使用していますか？

医薬品の添付文書には、「用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意」が記載されています。

特に **使** 印が付いた動物用医薬品は、適正に使用されなければ、家畜の乳・肉・卵などの食用に供される生産物を食べることにより、人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれがあるとして、その対象動物及び使用時期並びにその他の事項に関し、使用者が遵守すべき基準が定められています。対象動物・用法用量・使用禁止期間等を守って使用してください。

(2) 獣医師の指示または指示書に従い要指示薬を使用していますか？

要 印の付いた動物用医薬品は、獣医師が対象家畜を診察した上で使用するか、診察した上で農家に指示書を発行し、農家は指示書を動物用医薬品一般販売業者に提出して当該医薬品を購入し、指示書に従い家畜に使用しなくてはなりません。

畜産食品への薬剤の残留防止や薬剤耐性菌対策の上で、要指示薬品の適正使用をはかることは肝要です。

(3) 指示書を家畜の出荷後、一定期間保管していますか？

平成15年度から **使** 印の付いた医薬品の使用にあたっては、記帳に努めることとされています。この医薬品を使用した家畜の出荷後、万一の残留事故等に備えて一定期間は帳簿等を保存するようにしましょう。なお、指示書の控えの添付により記帳にかえることができます。

(4) 獣医師の出荷制限指示書を守っていますか？

獣医師の診療後、対象家畜に対して出荷制限指示書が発行された場合は、指示に従って下さい。

出荷制限指示書を守らないと、獣医師が行った治療や予防のために使用した薬剤が、生産物のお荷時に残留する恐れがあります。



2 獣医師の皆様へ

(1) 動物用医薬品指示書は、対象家畜を診察したうえで交付していますか？

獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方してはいけません。(獣医師法第十八条)

(2) 指示書の内容のうち必要事項を診療簿に記載していますか？

獣医師が指示書を保管する義務はありませんが、診療簿へ法令等で規定された必要事項を記載し、牛にあっては8年間、その他の家畜にあっては3年間保管しなければなりません。

(3) 出荷制限指示書を農家に交付していますか？

獣医師は、薬事法第八十三条の四第二項ただし書の規定により医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、出荷制限期間を出荷制限指示書により指示しなくてはなりません。

なお出荷制限期間は、「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」別表1及び2に掲げる医薬品を対象動物に使用するとき、この表の使用禁止期間以上の出荷制限期間にしなければなりません。

(4) 指示書の写しを家畜保健衛生所に提出していますか？

動物の所有者等へ指示書を交付した獣医師は、あらかじめ都道府県ごとに調整された提出先にその写しを四半期ごとに提出することになっています。長野県では、家畜保健衛生所に提出することになっています。

動物用医薬品の取扱についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。

松本家畜保健衛生所 保健衛生課 平沢 久史、羽生 宜弘

TEL : 0263-47-3223 FAX : 0263-47-0101

平成22年4月1日付人事異動により職員が替わりました。

【平成22年度松本家畜保健衛生所職員「よろしくお願ひします！」】

所長	東條 博之		
企画幹兼保健衛生課長	平沢 久史	病性鑑定課長	木下 茂人
保健衛生課主幹	上條 文子	病性鑑定課担当係長	和田 浩彦
〃 主査	羽生 宜弘	〃 主査	木内 英昭
防疫課長	松橋 宏	〃 主査	矢彦沢小百合
防疫課担当係長	小松 浩	〃 主任	宮本 博幸
〃 主任	高橋 陽子	〃 獣医師	中島 博美
〃 獣医師	中原 祐輔	〃 獣医師	橋本 淳一
環境指導課長	小嶋 義登	〃 獣医師	大泉 卓也
環境指導課担当係長	上條 明良		
〃 獣医師	松井 宏枝		

異常家畜が認められた場合には松本家畜保健衛生所まで速やかに連絡してください。

松本家畜保健衛生所 TEL : 0263(47)3223 FAX : 0263(47)0101